

## 教育委員会所管事務の市長部局への移管について

### 1 移管の目的

教育委員会が所管している文化及びスポーツに関しては、地域づくりと密接に関連するものであり、特に交流促進の観点から観光分野との連携を強化することにより、交流人口の拡大と賑わいの創出につなげ、相互作用によりそれぞれの分野の推進及び発展を図ることで、さらなる賑わいと交流のまちづくりにつなげるため、市長事務部局で一元的に所掌しようとするもの

### 2 移管の法律上の根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第23条第1項の規定により条例の定めるところにより移管する。

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

### 3 移管する事務

教育委員会から市長事務部局へ移管する事務は、次のとおり。

- (1) 米沢市上杉博物館の設置、管理及び廃止に関すること
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）

#### 4 移管する施設

現在、社会教育文化課及びスポーツ課が所管している18施設のうち、次の12施設を市長事務部局へ移管する。

施設名	備考
上杉博物館	教育機関
市民文化会館	設置者は市長
座の文化伝承館	設置者は市長
市民ギャラリー	設置者は市長
児童会館	設置者は市長
置賜文化ホール	県の施設。市長は指定管理者
芸術の杜(旧南原中学校)	行政財産
埋蔵文化財資料室	行政財産
市営野球場等 (市営野球場、市営西部野球場、市営プール、市営弓道場、市営多目的屋内運動場、総合公園多目的グラウンド、市営人工芝サッカーフィールド、総合公園サッカーフィールドアップコート)	設置者は市長
市営陸上競技場等 (市営陸上競技場、松川公園陸上競技場サブグラウンド、最上川上流河川緑地野球場、最上川上流河川緑地サッカー場、御成山公園ジャンプ場、市営田沢クロスカントリー競技場)	設置者は市長
市営体育館等 (市営体育館、市営武道場、市営相撲場、市営北村公園テニスコート)	設置者は市長
市営八幡原体育館等 (市営八幡原体育館、八幡原緑地野球場、八幡原緑地テニスコート)	設置者は市長

#### 5 市長事務部局で所管する組織

観光分野と併せて一元的に所掌することによる効果を見込むことから、部を新設し、その部において観光、文化及びスポーツを所管する。

新設部の名称：観光文化スポーツ部

#### 6 施行期日

令和8年4月1日

【参考】県内の事例

地教行法第23条第1項の規定により山形県及び県内他市で教育委員会所管事務を首長に移管している例は次のとおり

団体名	博物館	スポーツ	文化	文化財保護
山形県	観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課	観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課	観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課
山形市	文化スポーツ部 文化創造都市課	文化スポーツ部 スポーツ課	文化スポーツ部 文化創造都市課	文化スポーツ部 文化創造都市課
酒田市	企画部 文化政策課	—	企画部 文化政策課	企画部 文化政策課
長井市	観光文化交流課	健康スポーツ課	観光文化交流課	観光文化交流課
天童市	市民部 文化スポーツ課	市民部 文化スポーツ課	市民部 文化スポーツ課	—

## 付記

### 教育委員会組織の改編について

令和7年12月に「米沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」が制定されたことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第23条第1項の規定に基づき、教育委員会が所管している文化及びスポーツ分野に関する職務権限に関しては、令和8年4月1日から市長に移管されることになりました。

#### 1 移管の目的

これまで教育委員会が所管している文化及びスポーツに関しては、地域づくりと密接に関連するものであり、特に交流促進の観点から観光分野との連携を強化することにより、交流人口の拡大と賑わいの創出につなげ、相互作用によりそれぞれの分野の推進及び発展を図り、もって、さらなる賑わいと交流のまちづくりに資するため、市長事務部局で一元的に所掌しようとするものです。

#### 2 移管する事務

教育委員会から市長へ移管する事務は、次のとおりです。

- (1) 米沢市上杉博物館の設置、管理及び廃止に関すること
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。)
- (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。)

#### 3 本計画との関わり

本計画に掲載されている施策については、市長と教育委員会が連携を密にしなが  
ら、総合教育会議等を通して管理していきます。